

別紙

令和9年度新潟県立直江津中等教育学校第4学年海外研修旅行業務委託仕様書

1 委託事業業務名

令和9年度新潟県立直江津中等教育学校第4学年海外研修旅行業務委託

2 事業の目的

- (1) 海外での語学研修や現地研修をとおり、実践的なコミュニケーション能力を身につける。
- (2) 異文化での生活体験を通じ、真の国際感覚を高め自立心を養うとともに、自国の文化を見つめなおす。
- (3) 国際交流をとおりして、視野を広げ、自己の生き方・あり方を考える。

3 旅行期日

令和9年10月23日(土)～10月30日(土) 8日間

4 行先

オーストラリア（日本人留学生を受け入れ可能としている都市）

5 行程（概要）

令和9年10月23日(土)	直江津中等教育学校集合・出発
令和9年10月30日(土)	直江津中等教育学校帰着・解散

6 参加人数（予定）

72名（生徒69名、引率教員3名）

7 委託業務の内容

- (1) 企画（しおり等含む）の作成
- (2) 研修・国際交流プログラム等の規格及び現地でのサポート
- (3) 旅行中の交通手段及び宿泊先の確保
- (4) 研修旅行にかかる危機管理、現地におけるトラブルへの対応・処理、相談等
- (5) 事業実施にかかる諸手続等（保険等含む）
- (6) 保護者説明会及び事前・事後学習の企画運営

8 研修内容及び研修先

- (1) 語学研修先に4日程度登校する。
- (2) 大学や企業・美術館や博物館への訪問（講演等での説明や施設見学等）
- (3) 現地学校機関（高校や大学など）での交流活動（プレゼンテーション発表などの交流が可能なこと。複数の学校に分かれて実施することも可能）を1日程度行う。
※ ただし、長期休暇等により交流の実施が難しい場合はやむを得ない。
- (4) ホームステイを実施する。
- (5) 感染症の拡大や大規模災害等の不測の事態にともない契約内容の変更やキャンセル等を行なう場合がある。また、その場合の協議に対応すること。

9 現地滞在方法と諸条件

- (1) 生徒はホームステイとする。
 - ア 生徒の希望に応じて「1人1家庭」、または「2人1家庭」とする。
 - イ 家庭内の主言語は英語とし、マッチングで性別に配慮すること
 - ウ 研修先までの送迎ないし通学費用の負担が対応可能な家庭であること
 - エ ホストファミリーの決定時期と、トラブル等があったときの対応について、ホストファミリーの変更の仕方も含めて提案すること
- (2) 引率教員と添乗員1名以上はホテルステイとし、緊急対応の必要が生じた場合、生徒のホームステイ先に教員が30分以内に駆けつけられる範囲であること
- (3) 航空機の出発・到着時刻の関係で現地または国内でやむを得ずホテルへの宿泊が必要な場合は次によること
 - ア 感染症や災害等にもなう不測の事態における契約の内容の変更やキャンセル等の協議について、監督省庁や業界団体等によるガイドライン等にもとづいた適切かつ十分な対応ができること
 - イ 分宿は避けること

10 交通手段

- (1) 国内移動については、貸し切りバスや公共交通機関を利用する。なお、出発から帰着まで生徒全員で移動すること
- (2) 航空便は往復とも、同一便のみとし、分乗は不可であること
- (3) 出国や入国に関しては、利用空港等の指定はないこと
- (4) 現地での移動について、円滑かつ安全な交通手段が確保されていること（引率者の移動等も含む）

11 添乗員

- (1) 添乗員は2名以上とし、出発から帰着までとおして添乗するものとする。また、内1名以上は女性を含むこと。
- (2) 保護者説明会への参加が可能なこと

- (3) 生徒が積極的に交流できるように支援を行うこと

12 事前・事後活動

- (1) 研修旅行までの事前準備・学習、事後学習、報告会等、研修に関わる一連のプログラムの立案と運営の担当が可能なこと
- (2) 事前研修は次の内容を実施すること
 - ア 研修先であるオーストラリアでの日常生活や文化に関する基本講座
 - イ ホームステイに関する基本情報やマナー講座
 - ウ 海外渡航前の心構えや英語での自己表現方法等を学べる講座
- (3) 事後の研修は次の内容を実施すること
 - ア 生徒が各々の研修成果について発表し、進路実現に向けた意識を高める講座
- (4) しおりや研修報告書を作成すること

13 安全管理

- (1) 旅行先での事故、病気、感染症等へのサポート体制を充実させるとともに、緊急事態への対応等、具体的な場合設定に基づいた対応計画が用意されていること
- (2) オーストラリア滞在中の緊急事態の連絡手段の確保を提示すること

14 見積

- (1) 事前・事後及び現地研修一切に係る費用を見積もること
- (2) 費用変動があるものについては、その旨を明記すること
- (3) 燃油サーチャージは見積に含めないが、参考として、企画提案書作成時における金額を別紙提出すること
- (4) 提示した内容以外に係る費用（旅行期間中の飲食経費、任意保険料、その他必要と考えられる諸費用等）についても、参考として別紙提出すること
- (5) 参加人数が減員（10名減員）した場合の単価変動の目安を別紙提出すること